

●「商標審査基準」たたき台案事務局提案一覧(赤字及び赤字下線)

商標法	提案番号	ページ	審議	審査基準目次	改訂内容	備考	
第3条	1	P.2		第1 第3条第1項	一、第3条第1項全体	色彩のみからなる商標の3条1項各号の該当例	
	2	P.6			二、第3条第1項柱書	国際商標登録出願における3条柱書の該当例	
	3	P.9	●			動き商標を特定する例、しない例	
	4	P.10				ホログラム商標を特定する例、しない例	
	5	P.11-12				色彩のみからなる商標を特定する例、しない例	
	6	P.14	●			音商標の五線譜記載事項	
	7	P.14				音商標を特定するものとは認められない例(不鮮明)	
	8	P.15				音商標を特定するものとは認められない例(サウンドスペクトログラム)	
	9	P.16				位置商標を特定する例	
	10	P.18-19			三、第3条第1項1号	動き、ホログラム、色彩、音及び位置商標の3条1項1号の該当例	
	11	P.20-21			四、第3条第1項2号	動き、ホログラム、色彩、音及び位置商標の3条1項2号の該当例	
	12	P.25			五、第3条第1項3号	音商標の3条1項3号の該当例	
	13	P.26				動き、ホログラム、色彩、音及び位置商標の3条1項3号の該当例	
	14	P.27-28			六、第3条第1項4号	動き、ホログラム、色彩、音及び位置商標の3条1項4号の該当例	
	15	P.30			七、第3条第1項5号	動き、ホログラム商標の3条1項5号の該当例	
	16	P.30				色彩、音商標の3条1項5号の該当例	
	17	P.32-33			八、第3条第1項6号	動き、ホログラム、色彩及び位置商標の3条1項6号の該当例	
	18	P.33-34	●			音商標の3条1項6号の該当例	
	19	P.38-39			第2 第3条第2項	3条2項適用におけるホログラム、色彩のみからなる商標の同一性の判断基準	
	20	P.39-40				3条2項適用における音商標の同一性の判断基準	
	21	P.40				3条2項適用における音商標の同一性が認められない例	
第4条	22	P.42		第3 第4条第1項及び第3項	一、第4条第1項全体	動き、ホログラム、色彩、音及び位置商標の4条1項各号の該当例	
	23	P.42			二、第4条第1項第1号	色彩商標の4条1項1号の該当例	
	24	P.44-45	●		三、第4条第1項第3号他	4条1項3号の判断基準	第7回資料4
	25	P.47			六、第4条第1項第7号	音商標の4条1項7号該当例	
	26	P.60			十、第4条第1項第11号	色彩商標の4条1項11号の該当例	
	27	P.61-63				音商標の4条1項11号の判断基準	
	28	P.69-70	●		十三、第4条第1項第15号	動き、ホログラム、色彩及び位置商標の4条1項15号の該当例	未審議
	29	P.74-75	●		十六、第4条第1項第18号	立体、色彩及び音商標の4条1項18号の該当例	
第5条	30	P.83	●	第4 第5条	音商標の五線譜記載事項		
	31	P.86-89	●		動き、ホログラム、色彩、音及び位置商標の5条5項の該当例、 国際商標登録出願に係る商標の取り扱い	第7回資料3	
第16条他	32	P.97-101	●	第13 第16条の2及び第17条の2	動き、ホログラム、色彩、音及び位置商標における補正の取り扱い		
第68条の9他	33	P.107		第16 第68条の9 他	国際商標登録出願における商標の補正		

\* ●は、第7回審査基準ワーキンググループでの審議事項